総合評価方式の配点項目と配点（室蘭開発建設部）

（R8.8.1）

【適用】　**令和８年８月以降の入札手続き開始のものから適用**

【参加要件】　**工事成績参加資格基準は原則６５点とする。　なお、規模や難易度に応じて７０点、７５点とすることができる。**

必須項目
選択項目

※（　）書は、配点合計に含んでいない。

大項目	中項目	小項目	評価基準	施工能力評価型 2.9億未満（舗装0.9億未満） Ⅱ型 評価	配点	Ⅰ型① 評価	配点	Ⅰ型①【施工計画重視型】 評価	配点	2.9億以上（舗装0.9億以上） Ⅰ型① 評価	配点	Ⅰ型①【施工計画重視型】 評価	配点	Ⅰ型② 評価	配点	地域維持型（年間維持除雪等） 評価	配点	技術提案評価型 S型 非WTO 評価	配点	WTO 評価	配点	A型 非WTO 評価	配点	WTO 評価	配点
技術提案等	技術提案等	簡易な技術提案	・施工上の課題に対する考え方等																				20.0		20.0
		施工計画	・施工計画が適切に記載されている ・施工計画が不適切である											可 不可	不可の場合失格	可 不可	不可の場合失格								
		技術提案（段階選抜時）	・高い効果が期待できる ・効果が期待できる ・一般的な事項のみの記載となっている																		0～25				
		技術提案（段階選抜後）	・高い効果が期待できる ・効果が期待できる ・一般的な事項のみの記載となっている																30.0		35.0～60.0				
		技術提案	・施工上の課題に対し、最も優位な効果が期待できる ・施工上の課題に対し、優位な効果が期待できる ・施工上の課題に対し、効果が期待できる ・不適切ではないが、一般的事項の記載となっている ・技術提案が不適切である																				70.0		70.0
技術提案配点計																			30.0		60.0		70.0		70.0

・工事内容を勘案の上項目を選択すること、とし、配点に当たっては重要性を考慮する。
・Ａ型で段階選抜を実施する場合に設定
・施工能力評価型Ⅰ②において設定
・技術提案評価型Ｓ型において設定。
・評価項目に対して項目数を設定し加点する。
・競争参加資格確認通知において、評価しない項目、実施不可の項目を通知する。評価しない項目については履行義務を課す。
・１テーマ当たりの提案は４つまでとする。
・１提案について３段階評価とし、最低限と評価したものは加点しない。
・重要と思われるものから記述し５つ以上記載があった場合、４つまでを評価する。
・また、記述量は１テーマにつきＡ４・１～２枚以内とし、文字サイズは１０ポイントで作成すること。

大項目	中項目	小項目	評価基準	施工能力評価型 2.9億未満（舗装0.9億未満） Ⅱ型 評価	配点	Ⅰ型① 評価	配点	Ⅰ型①【施工計画重視型】 評価	配点	2.9億以上（舗装0.9億以上） Ⅰ型① 評価	配点	Ⅰ型①【施工計画重視型】 評価	配点	Ⅰ型② 評価	配点	地域維持型（年間維持除雪等） 評価	配点	技術提案評価型 S型 非WTO 評価	配点	WTO 評価	配点	A型 非WTO 評価	配点	WTO 評価	配点
施工能力等	企業：地域以外	平成２３年度から公告開始日時点までに元請けとして完成した同種工事の実績※1	元請けとして同種性の高い工事実績有り	4.0	4.0	4.0	4.0	3.0	3.0	5.0	5.0	3.0	3.0	5.0	5.0	5.0	5.0	–	–	3.0	3.0			7.0	(7.0)		
			元請けとして同種性が認められる工事の実績有り	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		–	–	0.0				0.0			
			一次下請けとしてより同種性の高い工事又は同種性が認められる工事実績あり															–	–								
		過去２年度の北海道開発局発注工事の成績の平均（舗装工事は、工事区分「舗装」の工事成績のみ評価する。）※1	83点以上	5.0	5.0	5.0	5.0	3.0	3.0	6.0	6.0	3.0	3.0	6.0	6.0	6.0	6.0			5.0	5.0			8.0	(8.0)		
			82点以上 83点未満	4.6		4.6		2.8		5.5		2.8		5.5		5.5				4.6				7.3			
			81点以上 82点未満	4.2		4.2		2.6		5.0		2.6		5.0		5.0				4.2				6.6			
			80点以上 81点未満	3.8		3.8		2.4		4.5		2.4		4.5		4.5				3.8				5.9			
			79点以上 80点未満	3.4		3.4		2.2		4.0		2.2		4.0		4.0				3.4				5.2			
			78点以上 79点未満	3.0		3.0		2.0		3.5		2.0		3.5		3.5				3.0				4.5			
			77点以上 78点未満	2.6		2.6		1.8		3.0		1.8		3.0		3.0				2.6				3.8			
			76点以上 77点未満	2.2		2.2		1.6		2.5		1.6		2.5		2.5				2.2				3.1			
			75点以上 76点未満	1.8		1.8		1.4		2.0		1.4		2.0		2.0				1.8				2.4			
			74点以上 75点未満	1.4		1.4		1.2		1.5		1.2		1.5		1.5				1.4				1.7			
			73点以上 74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0				1.0				1.0			
			72点以上 73点未満	0.6		0.6		0.8		0.5		0.8		0.5		0.5				0.6				0.3			
			72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				0.0				0.0			
		令和７年度、令和８年度の北海道開発局長等優良工事表彰、令和６年度の北海道開発局i-Con奨励賞、受賞決定日の翌月1日から2年間の国土交通省インフラDX大賞の工事部門（北海道開発局発注工事に限る）及び当該年度の工事成績優秀企業（舗装工事は、工事区分「舗装」のみの優良工事表彰を評価する。）※1	局長表彰 国土交通省インフラDX大賞国土交通大臣賞 （同一事業部門限定） 国土開発技術賞の受賞実績（最優秀賞、優秀賞、特別賞）	2.0	2.5	2.0	2.5	1.5	2.0	2.0	2.5	1.5	2.0	2.0	2.5	2.0	2.5			2.0	2.5			2.0	(2.5)		
			室蘭開発建設部長表彰 国土交通省インフラDX大賞優秀賞 （同一事業部門限定）	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0				1.0				1.0			
			北海道開発局i-Con奨励賞 （同一事業部門限定）	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5				0.5				0.5			
			工事成績優秀企業	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5				0.5				0.5			
		技術提案評価型S型(非WTO)の内、段階選抜方式対象工事においては、令和６年度から令和８年度に国土開発技術賞の受賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞のみ）実績を評価する。																									
		新技術導入促進（新技術導入促進型の試行対象工事のみ）	新技術(NETIS登録)　の活用が有効かつ具体的			2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0											
			新技術(NETIS未登録)の活用が有効かつ具体的			1.0	(2.0)	1.0	(2.0)	1.0	(2.0)	1.0	(2.0)	1.0	(2.0)	1.0	(2.0)										
			新技術の活用が、有効かつ具体的でない場合			0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0											
		ＩＣＴの活用（ＩＣＴ活用評価対象工事の施工者希望Ｉ型（※港湾・漁港工事は施工者希望型）のみ）	建設生産プロセスの全ての段階においてICT施工技術を全面的に活用する場合	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)	2.0	(2.0)						
		登録基幹技能者の活用（登録基幹技能者評価型対象工事のみ）	登録基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰者(建設マスター)	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0				1.0							
			技能士（特級、１級、単一等級）	0.5	(1.0)	0.5	(1.0)	0.5	(1.0)	0.5	(1.0)	0.5	(1.0)	0.5	(1.0)	0.5	(1.0)			0.5	(1.0)						
			活用しない	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				0.0							
	企業：地域	本支店、営業所の所在地	入札説明書で設定する地域内に本店有り	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0												
			入札説明書で設定する隣接地に本店有り	1.0		1.0		0.5		0.5		0.5		0.5													
			上記以外	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0													
			室蘭開発建設部管内に本店有り	2.0		2.0		1.0		1.0		1.0		1.0													
			室蘭開発建設部管内に支店・営業所有り	1.0		1.0		0.5		0.5		0.5		0.5													
			上記以外	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0													
			室蘭開発建設部管内に本店有り	2.0		2.0		1.0		1.0		1.0		1.0													
			北海道内に本店有り	1.0	2.0	1.0	2.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0		1.0										
			上記以外	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0													
			事務所管内に本店・支店・営業所有り																								
			室蘭開発建設部管内に本店・支店・営業所有り																								
			上記以外																								
			北海道内に本店有り	2.0		2.0		1.0		1.0		1.0		1.0													
			北海道内に工場有り	1.0		1.0		0.5		0.5		0.5		0.5													
			北海道内に支店・営業所有り	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0													
		平成２８年度から公告開始日時点までの近隣地域（開発建設部内）での施工実績※1	室蘭開発建設部管内での実績有り	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0										
			室蘭開発建設部管内での実績無し	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0											
		維持工事の施工実績（道路部門のみ）	年間維持除雪工事	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5												
			年間舗装維持工事	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5													
		災害協定の締結	締結有り（局長又は室蘭開発建設部長）	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0					1.0	1.0		
			締結有り（北海道又は管内の地方公共団体）	0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5		0.5				0.5			
			締結無し	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				0.0			
		災害活動の実態等（活動実績）	有り　災害緊急活動／防災活動／支援体制	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0								
			無し	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0							
		ワークライフバランス評価	WLB認定を受けていること	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5					1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
企業施工能力合計					18.0		18.0		12.5		18.0		12.5		18.0		17.5		13.5		1.0		1.0		1.0

・Ａ型で段階選抜を実施する場合に設定
・施工能力評価型Ⅰ②において設定
・技術提案評価型Ｓ型において設定。
・評価項目に対して項目数を設定し加点する。
・競争参加資格確認通知において、評価しない項目、実施不可の項目を通知する。評価しない項目については履行義務を課す。
・１テーマ当たりの提案は４つまでとする。
・１提案について３段階評価とし、最低限と評価したものは加点しない。
・重要と思われるものから記述し５つ以上記載があった場合、４つまでを評価する。
・また、記述量は１テーマにつきＡ４・１～２枚以内とし、文字サイズは１０ポイントで作成すること。

・ＪＶの場合、代表者の実績で評価する。
・下線については、港湾部門において作業船を使用する工事の内、技術提案評価型Ａ型及び技術提案評価型Ｓ型（WTO）を除く全ての工事を対象とする。
・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績は国内工事と同様に実績の対象とする（農業・漁港部門以外）。
・**営繕工事においては、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る実績又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で別紙「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。**

・実績なしは加点しない。
・過去２年度の実績のない場合は、もう２年度遡る。それでも、実績がない場合はもう２年度遡る。過去６年度の実績がない場合は、更に２年度（８年度）遡り、過去８年度の実績が無い場合は、更に２年度（１０年度）遡る。
・ＪＶの場合は会社毎の成績平均点を単純平均する。ＪＶ構成員の内、実績が無い社は、みなし６５点とする。
・競争参加資格が７０点、７５点の場合でも点数区分は同じとする。
・舗装工事においては、工事区分「舗装」のみの平均とする。
・**営繕工事においては、北海道開発局発注工事及び各省庁等で発注した別紙「工事成績相互利用適用対象工事」（北海道内実績に限る）に該当する工事における工事成績評定点の平均点とする。なお、工事成績評定点は本工事と同じ工事区分（〇〇）を対象とし、「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事における「同じ工事区分」とは、北海道開発局の工事区分のうち、本工事と同じ工事区分に対応した建設業法の建設工事の種類とする。**
（〔〇〇〕には建築、電気、管又は機械装置を記載する。）
・**工事区分「一般土木、鋼橋上部、PSコンクリート、しゅんせつ、塗装、造園、防水加工、さく井、グラウト、維持」で発注する工事については、工事区分「建築、電気、機械装置、管」を除いた工事成績で評価する。**

・同一事業部門での加点評価とする（河川（ダム）、道路、港湾（空港・漁港）、農業）。（機械、電気、営繕については工事区分）
・舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）での表彰のみを加点評価対象とする。
・部長表彰は、室蘭開発建設部長が表彰したものを加点評価対象とする（営繕部門は営繕部長の表彰も対象）。
・ＪＶの場合は、表彰ごとに構成員毎に点数を算出しその平均点にて比較し大きい点数を加点評価とする（小数第２位を切り捨てし少数第１止めとする）。
・北海道開発局長等優良工事表彰、北海道開発局i-Con奨励賞、国土交通省インフラDX大賞は重複加点しない。また、いずれかの点数が高いもので評価する。
・工事成績優秀企業は、重複加点可能とする。
・国土交通省インフラDX大賞の工事部門の受賞者（北海道開発局発注工事に限る）について、河川・道路・港湾（漁港除く）の事業部門を対象とし同一事業部門での加点評価対象とする。なお、受賞決定日の翌月１日から２年間に入札手続きを開始した工事を対象とする。

・新技術導入促進（Ⅰ）型は新技術活用の原則義務化対象外の工事に適用。該当工事及びテーマの選定と評価については、各事業部門で行う。
・新技術導入促進（Ⅱ）型での新技術現場実証については、当面の間、対象となる場合のみ実施。
・加点について
　新技術（NETIS登録）　の活用が有効かつ具体的　２点　（有用な技術。A・V・VR・VEに関係なく評価）
　新技術（NETIS未登録）の活用が有効かつ具体的　１点　（NETISから削除された技術も評価）

・施工プロセスの各段階
【ICT土工・舗装工・舗装修繕工】①３次元起工測量、②３次元設計データ作成、③ＩＣＴ建設機械による施工、④３次元出来形管理等の施工管理、⑤３次元データの納品（舗装修繕工は①・②・⑤で活用）
【ICT浚渫工・基礎工・ブロック据付工・本体工・海上地盤改良工】①３次元起工測量、②３次元数量計算、③ＩＣＴを活用した施工、④３次元出来形測量（ブロック据付工は３次元測量）、⑤３次元データ納品（基礎工は④以外　ブロック据付工は③、④、⑤　本体工は③　で活用）
・発注者指定型では評価しない。
・指定様式に当該工事においてＩＣＴを活用する計画を記載した資料を提出する。

・指定した工種において、登録基幹技能者等を配置する場合に評価する。
・評価対象は元請又は下請企業が配置する者とする。元請けの主任（監理）技術者が、登録基幹技能者等である場合は評価対象としない。
・評価対象となる資格等：・登録基幹技能者　・優秀施工者国土交通大臣顕彰者（通称　建設マスター）・技能士（特級、１級、単一等級）

・地域要件を室蘭開発建設部管内又は隣接建設部管内　本店・支店・営業所に設定した場合に適用
・地域要件を北海道内　本店に設定した場合に適用
・地域要件を北海道内　本店・支店・営業所に設定した場合に適用
・地域要件を北海道内　本店・支店・営業所に設定した場合に適用（道路維持工事のみ）。
・地域要件を北海道内　本店・支店・営業所に設定した場合に適用（工事区分「鋼橋上部」のみ）。
　※工場とは、平成２３年度から公告開始日時点までに北海道開発局発注の鋼橋上部工事を元請けとして受注（共同企業体においては、出資比率が２０％以上のものに限る）し、製作した実績を有する工場とする。なお、工事成績評定点が６５点未満のものを除く。
・件数、地域細分（事務所管内）等による設定変更可。
・工事区分が「一般土木」について、当該工事区間又は箇所が年間維持除雪工事の区間内にある場合、その年間維持除雪工事（工事区分「維持」）が連続5年度以上の実績有り。
・工事区分が「舗装」について、当該工事区間又は箇所が年間舗装維持工事の区間内にある場合、その年間舗装維持工事（工事区分「維持」）が連続5年度以上の実績有り。

・国（局長又は室蘭開発建設部長）と建設業協会等の団体（土地改良建設協会含む）又は地方公共団体（北海道又は管内地方公共団体）との災害協定の締結により、災害体制に参加している企業

【災害活動の実態等】
令和５年度から公告開始日時点までに室蘭開発建設部管内で国、地方公共団体、公共施設の管理団体の要請により、これらが所有又は管理している施設又は場所に関する災害緊急活動（出動待機、巡回、災害対策用機械の運搬など直接的に現地の災害活動を行わないものは対象外）、防災活動、支援体制について、いずれか１つの実績があること。

※公共施設の管理団体とは、地方公共団体の指定管理者制度に基づく者、港湾管理者、漁業協同組合、ＮＥＸＣＯ東日本等とする。
　災害緊急活動について、室蘭開発建設部からの要請により管外での災害緊急活動を行った実績も含むものとし、要請のない活動については、表彰状・感謝状・礼状により確認できるものに限る。
　防災活動とは、室蘭開発建設部管内における国、地方自治体等を含めた防災訓練の実施や協力、催事等での防災に関する広報活動とする。
　支援体制とは、室蘭開発建設部管内の本店、支店及び営業所の社屋を除き、災害活動時の資機材の保管が可能な倉庫や土地の保有又は、室蘭開発建設部管内で災害対応時に利用可能な資機材（災害協定の資機材保有一覧における資機材等）を常時保有（災害活動時にリースするものは対象外）していることとする。
　維持除雪工事等の本来の工事区間内で、受注者として実施する災害対応については、災害緊急活動実績の対象としない。

段階選抜方式を適用する場合は、段階選抜方式において設定する。
次に掲げるいずれかの認定を受けている場合に加点評価する。
1．女性活躍推進法に基づく認定
（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業）
2．次世代法に基づく認定
・プラチナくるみん・くるみん（令和7年4月１日以後の基準）・くるみん（令和4年４月１日～令和7年3月31 日までの基準）・トライくるみん（令和7年４月１日以後の基準）・くるみん（平成29 年４月１日～令和4年3月31 日までの基準）・トライくるみん（令和4年４月１日～令和7年3月31 日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）
3．青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
　ユースエール認定企業

評価項目 大項目	中項目	小項目	評価基準	施工能力評価型 2.9億未満（舗装0.9億未満） Ⅱ型 評価	配点	Ⅰ型① 評価	配点	Ⅰ型①【施工計画重視型】 評価	配点	2.9億以上（舗装0.9億以上） Ⅰ型① 評価	配点	Ⅰ型①【施工計画重視型】 評価	配点	Ⅰ型② 評価	配点	地域維持型（年間維持除雪等） 評価	配点	技術提案評価型 S型 非WTO 評価	配点	S型 WTO 評価	配点	A型 非WTO 評価	配点	A型 WTO 評価	配点
施工能力等	技術者	平成２３年度から公告開始日時点までに完成した同種工事の実績※1 同種性・立場	より同種性の高い工事において、元請けの監理（主任）技術者、特例監理技術者又は元請けの現場代理人として従事	7.0		3.0		2.0		3.0		2.0		7.0		7.0		5.0				8.0			
			より同種性の高い工事において、元請けの監理技術者補佐又は担当技術者として従事、または同種性が認められる工事において、元請けの監理（主任）技術者、特例監理技術者又は元請けの現場代理人として従事	3.5	7.0	1.5	3.0	1.0	2.0	1.5	3.0	1.0	2.0	3.5	7.0	3.5	7.0	2.5	5.0			4.0	(8.0)		
			同種性が認められる工事において、元請けの監理技術者補佐又は担当技術者として従事	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0 －		0.0				0.0			
			より同種性の高い工事又は同種性が認められる工事において、一次下請の主任技術者として従事																						
		平成２８年度から令和７年度に完成した北海道開発局発注工事の監理（主任）技術者、特例監理技術者又は現場代理人としての成績（任意の1件）※1	83点以上	8.0	8.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	8.0	8.0	8.0	8.0	5.0	5.0			8.0	(8.0)		
			82点以上 83点未満	7.3		2.8		2.8		2.8		2.8		7.3		7.3		4.6				7.3			
			81点以上 82点未満	6.6		2.6		2.6		2.6		2.6		6.6		6.6		4.2				6.6			
			80点以上 81点未満	5.9		2.4		2.4		2.4		2.4		5.9		5.9		3.8				5.9			
			79点以上 80点未満	5.2		2.2		2.2		2.2		2.2		5.2		5.2		3.4				5.2			
			78点以上 79点未満	4.5		2.0		2.0		2.0		2.0		4.5		4.5		3.0				4.5			
			77点以上 78点未満	3.8		1.8		1.8		1.8		1.8		3.8		3.8		2.6				3.8			
			76点以上 77点未満	3.1		1.6		1.6		1.6		1.6		3.1		3.1		2.2				3.1			
			75点以上 76点未満	2.4		1.4		1.4		1.4		1.4		2.4		2.4		1.8				2.4			
			74点以上 75点未満	1.7		1.2		1.2		1.2		1.2		1.7		1.7		1.4				1.7			
			73点以上 74点未満	1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0		1.0				1.0			
			72点以上 73点未満	0.3		0.8		0.8		0.8		0.8		0.3		0.3		0.6				0.3			
			72点未満	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0				0.0			
		令和５年度から令和８年度の北海道開発局長優良工事表彰等の実績（舗装工事は、工事区分「舗装」のみの優良工事表彰を評価する。） 技術提案評価型S型（非WTO）の内、段階選抜方式対象工事においては、令和５年度から令和８年度に高度なマネジメント経験（事業促進PPP、PM/CM、技術協力業務(EG1)）の実績を評価する。	局長表彰（同一事業部門限定）、高度なマネジメント経験	3.0	3.0	3.0	3.0	2.5	2.5	3.0	3.0	2.5	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0			3.0	(3.0)		
			室蘭開発建設部長表彰（同一事業部門限定）	1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1.5		1.5				1.5			
		監理（主任）技術者の資格	技術士を有している又は１級土木経験年数５年以上 １級土木経験年数５年未満															1.0 0.0	1.0						
		CPDへの取組	指定団体の一定数以上の認定有り	1.0	1.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0						
		施工計画（当該工事での留意事項等）				10.0 6.7 3.3 0.0	10.0	20.0 14.0 12.0 8.0 6.0 0.0	20.0	10.0 6.7 3.3 0.0	10.0	20.0 14.0 12.0 8.0 6.0 0.0	20.0												
	技術者施工能力合計			19.0		19.5		28.0		19.5		28.0		19.0		19.0		15.0				(19.0)			
合計				37.0		37.5		40.5		37.5		40.5		37.0		36.5		58.5		61.0		71.0		71.0	

・対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。
・対象期間中に国等発注による事業促進ＰＰＰまたはＣＭ(施工段階に限る)に従事していた場合、その従事期間を除いて対象年度を遡ることができる。
　遡りは、全従事期間の１年未満を切り捨てた期間とする。
・下線については、港湾部門において作業船を使用する工事の内、技術提案評価型A型及び技術提案評価型S型（WTO）を除く全ての工事を対象とする。
・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績は国内工事と同様に実績の対象とする（農業・漁港部門以外）。
・営繕工事おいては、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事に係る経験又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で別紙「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

・監理技術者（監理技術者配置の必要のない工事は主任技術者）、特例監理技術者又は現場代理人として従事したものに限る。
・実績なしは加点しない。
・受注者に実績の任意の1件の提出を求めそれを評価（当該工事と同じ工事区分）。
・一般土木工事については、同一事業部門（道路部門が対象）の維持工事（年間維持除雪）の成績も評価できることとする。
・舗装工事については、同一事業部門（道路部門が対象）の維持工事（年間舗装維持（工事区分「維持」）の成績も評価できることとする。
・ＪＶの場合は全構成員のうち入札説明書で資格、実績要件を満たしている者で最低評価者を評価する。
・対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、休業期間に相当する日数を対象期間に加えることができる。
・対象期間中に国等発注による事業促進ＰＰＰまたはＣＭ(施工段階に限る)に従事していた場合、その従事期間を除いて対象年度を遡ることができる。
　遡りは、全従事期間の１年未満を切り捨てた期間とする。
・営繕工事においては、監理技術者（監理技術者配置の必要のない工事は主任技術者）、ＪＶの場合は構成員の監理技術者又は主任技術者）又は現場代理人
　として従事した過去１０年度の北海道開発局発注工事及び各省庁等で発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（北海道内実績に限る）１件の提出を求め評価する。
　（提出を求める工事は、同一工事区分を対象とし、別紙「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事における「同一工事区分」とは、北海道開発局の工事区分のうち、
　当該工事と同じ工事区分に対応した建設業法の建設工事の種類とする。）

・同一事業部門での加点評価とする。（河川（ダム）、道路、港湾（空港・漁港）、農業）。（機械、電気、営繕については工事区分）
・舗装工事については、同一事業部門の舗装工事（工事区分「舗装」）での表彰のみを加点評価対象とする。
・局長表彰、高度なマネジメント経験と部長表彰は重複加点しない。
・部長表彰は、室蘭開発建設部長が表彰したものを加点評価対象とする（営繕部門は営繕部長表彰も対象）。
・海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞は局長表彰と同等に、海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞は室蘭開発建設部長表彰と同等に評価する（農業・漁港部門以外）。
・入札公告時点で参加企業に過去３年以上在籍していない者については、加点しない。なお、在籍期間は連続していなければならない。
　また、資本経営が同じ親会社・子会社間の移転においても加点しない。

※２級が参加資格の場合は経験年数を省く
工種区分に応じて資格を追加する

・重要なものから３項目記述してもらい、４段階評価する。
・施工計画重視型は３項目を２段階評価する。
・記載した内容は施工計画書に明記し適切に履行すること。なお明らかに不履行が認められる場合は減点を行う。

※１　該合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としない。

減点項目																										
	直近の措置による減点	指名停止	-1.5	-1.5 重複無し	-1.5	-1.5 重複無し	-1.5	-1.5 重複無し	-1.5	-1.5 重複無し	-1.5	-1.5 重複無し	-1.5	-1.5 重複無し	-1.5	-1.5 重複無し	-1.5	-1.5 重複無し			-1.5	-1.5 重複無し		
		文書注意	-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0		-1.0				-1.0			
		口頭注意	-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5		-0.5				-0.5			
	過去６ヶ月間の施工状況等	粗雑工事等で修補請求等を受けた（低入札工事であった場合は、下段括弧内の減点適用）	-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)		-0.5 (-1.0)				-0.5 (-1.0)			
	賃上げ未実施企業	賃上げを実施しなかった企業に対する減点措置	-3.0		-3.0		-4.0		-3.0		-4.0		-3.0		-3.0		-5.0		-5.0		-5.0		-5.0	
段階選抜									必要に応じて実施						必要に応じて実施								必要に応じて実施	
選択項目 ヒアリング	監理能力	十分な監理能力が期待できる							×1.0	段階選抜後にヒアリングを実施し、技術者実績に乗じる			×1.0	ヒアリングを実施し、技術者実績に乗じる	×1.0	段階選抜後にヒアリングを実施し、技術者実績に乗じる								
		一定の監理能力が期待できる							×0.5				×0.5		×0.5									
		上記以外							×0.0				×0.0		×0.0									
	施工計画	施工計画の説明が適切である。							可	不可の場合失格			可	不可の場合失格	可	不可の場合失格								
		施工計画の説明が不適切である。							不可				不可		不可									
	技術提案に対する理解度	提案を十分に理解している													×1.0	技術提案に乗じる	×1.0	技術提案に乗じる						
		提案を理解している													×0.5		×0.5							
		上記以外													×0.0		×0.0							

減点項目
・毎月更新される直近１ケ月・３ケ月における措置による減点リストにより確認。
　その翌々月の入札手続き開始分から適用
・毎月更新される直近６ヶ月における措置による減点リストにより確認。
　その翌々月の入札手続き開始分から適用
・該当企業は、財務省から通知された日から１年間、賃上げ加算点よりも１点大きな配点で減点する。
・工事により以下の評価項目を追加する場合があり、記載の減点措置より大きくなる場合がある。
・技術提案評価型は「段階選抜後」に加点

ＪＶの取扱
JVでのペナルティ実績→各構成員に付与
ペナルティ実績持ち企業を構成員にもつJVの評価→会社毎・項目毎に評価点を算出し最も厳しいものを採用

選択項目
役割　　：監理技術者（担当技術者）として、当該工事における自身の役割を、実際の工事で実施した内容を持って具体的に説明できる。
工程管理　：工程管理にあたっての クリティカルポイントが何で、それを予定通り実施するためにとった対策について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
品質管理　：品質管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係と共に具体的に説明できる。
安全管理　：安全管理にあたり、最も配慮しなければならなかった事項及びその対策について、工事特性との関係と共に具体的に説明できる。
関係者との調整：関係者との調整にあたり配慮すべき事項について、工事特性との関係とともに具体的に説明できる。
同種工事の実績と当該工事との関係：同種工事から得られた知見を今回の工事にどのように生かすことができるか、工事特性との関係と共に具体的に説明できる。
・すべてに当てはまる場合→「十分な監理能力が確認できる」
・少なくとも２つ以上当てはまる場合→「一定の監理能力が期待できる」
・上記以外

・地域維持型の施工計画のヒアリングは、必要に応じて（複数者の申請がある場合など）実施。

提案を十分に理解している　：技術提案の内容を十分に理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である
提案を理解している　　：技術提案の内容を理解しており、技術提案の効果が最大限発揮されるために配慮すべき事項が適切である。
上記以外

賃上げを実施する企業に対する加点措置	賃上げの実施を表明した企業等を評価する。	2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		2.0		3.0		3.0				

・対前年度または前年比で、従業員に以下を表明している場合に評価する。
　大企業の場合　：　給与一人当たりの平均受給額を３%以上増加させる旨
　中小企業との場合　：　給与総額を１．５%以上増加させる旨
・工事により以下の評価項目を追加する場合があり、記載の加点措置より大きくなる場合がある。
・技術提案評価型は「段階選抜後」に加点

施工体制確認																										
	品質確保の実効性	施工体制が十分確保、要求要件をより確実に実現可能	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
		施工体制が概ね確保、要求要件を確実に実現可能	5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0	
		その他	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
	施工体制確保の確実性	施工体制が十分確保、要求要件をより確実に実現可能	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
		施工体制が概ね確保、要求要件を確実に実現可能	5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0		5.0	
		その他	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	

０．１億円以上対象

０．１億円以上対象

○舗装工事　選択項目※（標準項目に原則的に追加して評価）　【企業】

評価する技術提案書等		評価基準		配点	
企業・地域以外	舗装施工管理技術者（一社）日本道路建設業協会認定資格	1級×1＋2級×0.5の値を評価	1.0以上	1.0	・舗装工事で原則選択 ・元請と恒常的雇用関係にある技術者で当該工事に専任配置する場合に限る。また、監理技術者または主任技術者が資格を有している場合も含む。
			1.0未満	0.0	
	技能者の元請比率	元請比率=(元請の配置予定技能者数＋子会社の配置予定技能者数)／全配置予定技能者数	0.7以上	1.0	・舗装工事で原則選択 ・子会社とは元請と連結決算を行っている会社をいい、１次下請に限る。 ・技能者とは職長、主要機械のオペレータ、レーキマンに限る。
			0.7未満	0.0	
	主要機械の元請比率（ＩＣＴ活用工事で発注する場合は対象外）	元請比率=（元請が保有している配置予定主要機械数＋子会社が保有している配置予定主要機械数＋元請が長期リースしている配置予定主要機械数）／全配置予定主要機械数	0.5以上	1.0	・舗装工事で原則選択 ・ICT活用工事で発注する場合は、評価しない。 ・子会社とは元請と連結決算を行っている会社をいい、１次下請に限る。 ・長期リースとは３年以上の契約とする。 ・主要機械とは、Asフィニッシャ、Coフィニッシャ、マカダムローラ、タイヤローラ、振動ローラ、モーターグレーダ、路面ヒータに限る。
			0.5未満	0.0	

○作業船の評価（港湾・漁港工事）　作業船を使用する工事すべてを対象（技術提案評価型Ａ型、Ｓ型ＷＴＯを除く）

対象となる主作業船一覧：（ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船、バックホウ浚渫船、リクレーマ船、バージアンローダ船、空気圧送船、旋回起重機船、固定起重機船、クレーン付台船、杭打船、コンクリートミキサー船
ケーソン製作用台船、深層混合処理船、サンドドレーン船、サンドコンパクション船）より評価する

評価する技術提案書等		評価基準	配点 施工能力評価型	技術提案評価型	評価基準
企業・地域以外	本工事に使用する対象作業船のうち、いずれかの作業船の保有状況	保有比率50%以上または保険支払比率50%以上	2.0	1.0	・企業体により競争参加した場合は、構成員のいずれかが、対象工事に使用する作業船を保有しているか評価する。 ・本保有状況は１隻のみとし、複数の作業船保有状況の提出は認めない。 ・自社保有は、100%自社保有の船舶の他、50%以上の株式を保有している子会社と共有して100%所有する船舶、また、50%以上の株式を保有している子会社が100%所有する船舶をいう。 ・ファイナンスリースについて、自社保有とみなす。 ・共有船舶については、所有あるいは共有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改造又は機能追加のために必要な経費を　複数の者で負担している船舶をいう。 ・保有比率とは、登記簿等に記載されている保有比率のことをいう。 ・保険支払比率とは、海上保険証券に記載されている支払比率のことをいう。
		保有比率20%以上50%未満または保険支払比率20%以上50%未満	1.0	0.5	
		保有比率20%未満または保険支払比率20%未満	0.5	0.0	
		上記以外	0.0	0.0	

評価する技術提案書等		評価基準	配点 施工能力評価型 環境性能の高い作業船の場合	施工能力評価型 新造船の場合	技術提案評価型 環境性能の高い作業船の場合	技術提案評価型 新造船の場合	
企業・地域以外	本工事に使用する対象作業船の環境性能を評価または新造船の評価	出資比率50%以上	2.0	3.0	1.0	1.5	・出資比率とは、作業船を新造する際、もしくは原動機、中古船を購入する際の費用の出資比率のことをいう。 ・「自ら新造」するとは、自社が出資し作業船を建造することをいう。 ・共有船舶については、所有あるいは所有船舶の現行機能を保持するに当たり、新造、改造または機能追加のために必要な経費を複数の者で負担している船舶をいう。ただし、環境性能および新造船の評価においては、船舶の財産を共同保有していることを前提とする。 ・環境性能の評価においては、作業船建造時に設置された原動機もしくは建造時に設置された原動機を搬去して代替として設置された原動機すべてが、環境性能を達成しているものであり、クレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機装置後（新品取替）」及び「中古船の買収」のみに関わる当該申請者の出資比率に応じて加点する。 ・環境性能の達成とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19 条の3」に基づく「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を満足していることを指す。なお、平成22 年改正前の「窒素酸化物の放出量に係る放出基準を満足している作業船について評価する場合は、満点から1/2 を乗じて加点することとする。 ・環境性能の加点期間は原動機製造後（新品取替）15 年、中古船については建造後15 年を標準とする。 ・新造船の加点期間は新造後15 年とする。 ・自航式作業船においても吊上げ部の出力機などすべての原動機を評価の対象とする。 ・「クレーン付き台船」は、台船とクレーンの両方が新造後15年以内である場合に、新造船として評価を行う。 　台船又はクレーンのどちらかが新造後15年を経過している場合は、新造船として評価しない。
		出資比率20%以上50%未満	1.0	1.5	0.5	1.0	
		出資比率20%未満	0.5	0.5	0.0	0.5	
		上記以外	0.0	0.0	0.0	0.0	

○漁港工事　選択項目※（標準項目に原則的に追加して評価）

評価する技術提案書等		評価基準	配点	
企業・地域以外		令和７年度、令和８年度の漁港漁場関係事業優良請負者表彰の有無	農林水産大臣又は水産庁長官表彰あり	1.0	
配置予定技術者	施工環境監理者の資格	技術士（水産土木）を有している	1.0	・漁港工事で選択。 ・評価対象は、施工環境監理者を配置する工事のみとする。 ・施工環境監理者を専任で配置する場合のみ評価する。
		水産工学技士を有している	0.5	
		上記以外	0.0	

○港湾工事　※（技術提案評価S 型工事を対象）

評価項目		評価基準	配点
技術者の能力等	海上工事 施工管理技術者	海上工事施工管理技術者を有している	1.0
		上記以外	0.0

○河川工事　選択項目（河川技術者資格）※（標準項目に原則的に追加して評価）

評価する技術提案書等		評価基準	配点	
技術者の能力等	河川技術者資格	河川維持管理技術者を有している	1.0	・堤防維持管理工事で選択。
		河川点検士を有している	0.5	
		上記以外	0.0	